BCP策定サポート保証

新型コロナウイルスなどの感染症対策を含めたBCPの策定
または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを支援します。
一般保証の通常保証料率とくらべて10%低率の保証制度です。

BCP（Business Continuity Plan 事業継続計画）とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものです。

1 災害発生時、早期に復旧し、事業継続が可能となります。

2 BCP策定サポート保証は、信用保証料が10%割引となります。

3 BCP策定（見直しを含む）・運用に関する専門家の派遣も可能です。
専門家派遣事業をご活用ください。

専門家派遣事業のみの利用もOKです!! BCPの概要について、「一度話を聞いてみたい」ということだけでも構いません。ぜひ、ご活用ください!!

詳しくは裏面をご覧ください。

本　　店　060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地（代表）TEL 011-241-2231
函館支店　040-8691 函館市大森町24番1号 TEL 0138-23-8425
帯広支店　080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2 TEL 0155-24-3658
北見支店　090-8691 北見市北8条東1丁目3番地 TEL 0157-24-5196
小樽支店　047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号（小樽経済センター2階）TEL 0134-22-5188
旭川支店　070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2 TEL 0166-24-1441
釧路支店　085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地 TEL 0154-23-1361
室蘭支店　050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号（室蘭市中小企業センター3階）TEL 0143-45-6001
滝川支店　073-8691 滝川市大町2丁目5番32号 TEL 0125-23-1201
苫小牧支店　053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号（苫小牧経済センタービル2階）TEL 0144-33-1751

お体の不自由なお客様へ
職員がお手伝いいたしますので、
来店時は事前にご連絡ください。

企業とともに、地域のために
北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido

（2024年12月改訂）

BCP策定サポート保証の概要

1 特徴

BCPの策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取組むために必要な資金等の円滑化を図り、企業の経営基盤の強化を支援する保証制度です。

2 制度概要

<table>
<tr><td>対象者</td><td>BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業・小規模事業者
BCPは、官公庁が所管する指針等（別に定めるものに限る）に基づき策定し、同指針等の内容を充足する計画が対象
【別に定めるもの】（2024年12月現在）
①中小企業BCP策定運用指針（第2版）（基本コース）…中小企業庁
②介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン…厚生労働省
③障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン…厚生労働省</td></tr>
<tr><td>保証限度額</td><td>2億8,000万円以内（一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内）</td></tr>
<tr><td>保証割合</td><td>責任共有制度の対象となる取扱に限る</td></tr>
<tr><td>対象資金</td><td>資金使途とする事業資金（運転・設備資金の併用可）は次のとおり
ただし、借換資金は対象外とするが、借換対象が本制度によるもののみの場合、同一金融機関における借換資金は対象とする。
（※下記の留意事項あり）
① BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金
専門機関への委託経費、講習会への参加費等
② 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金
防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金等
③BCPの策定後における事業資金</td></tr>
<tr><td>保証期間</td><td>一括返済／1年以内　分割返済／10年以内（据置期間1年以内）
（地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる　※下記の留意事項あり）</td></tr>
<tr><td>貸付金利</td><td>金融機関所定利率
（地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる　※下記の留意事項あり）</td></tr>
<tr><td>貸付形式</td><td>証書貸付または手形貸付</td><td>返済方法</td><td>一括返済または分割返済</td></tr>
<tr><td>信用保証料率</td><td colspan="3">基準保証料率から10%割引
（単位：年率%）
<table>
<tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>基準保証料率</td><td>1.90</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr>
<tr><td>本制度の保証料率</td><td>1.71</td><td>1.57</td><td>1.39</td><td>1.21</td><td>1.03</td><td>0.90</td><td>0.72</td><td>0.54</td><td>0.40</td></tr>
</table>
有担保割引（▲0.1%）、会計参与設置会社割引（▲0.1%）あり</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>必要に応じて</td><td>申込方法</td><td>金融機関経由保証</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td colspan="3">必要となる場合がある　ただし、原則として法人代表者のみ</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td colspan="3">信用保証協会所定の保証申込書類の他、BCP策定サポート保証制度申込書と次の書類が必要
（1）BCPの策定または見直しを行う場合
① 策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等
② 見直しを行う場合については、現行のBCP
（2）策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合
① 策定または見直したBCP
② 必要とする設備等の見積書等
（3）BCPの策定後における事業資金
現行のBCP</td></tr>
<tr><td>留意事項</td><td colspan="3">地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金　経済環境変化対応資金　防災・減災貸付
融資対象（1）「道防災」に限り、本制度との併用が可能（2024年12月現在）
※北海道中小企業総合振興資金「経済環境変化対応資金 防災・減災貸付」については、借換資金は不可。</td></tr>
</table>

※ご利用には金融機関および信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

■本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続きを示すものではありません。
■いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取扱いいたしませんので、ご注意ください。　■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido